官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学五二～五四）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
二〇二五（令和七）年度公害防止管理者等国家試験の公示関係　四三
地方公共団体
特定空家等の除却命令、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　四四
会社その他
会社決算公告　四六

法規的告示

○文部科学省告示第五十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年六月五日

文部科学大臣　阿部　俊子